

【特記仕様書】

1. 工事名称

庁舎自動火災報知設備改修工事

2. 工事場所

芸西村役場 庁舎 1 階 事務所および宿直室

3. 適用基準

本工事は、消防法、火災予防条例、内線規程、その他関係法令および基準に適合するように施工すること。

4. 工事概要および施工範囲

本工事は、既存の自動火災報知設備(受信機)の老朽化に伴う更新、および設置場所の移設を行うものである。

- (1) 既存受信機の撤去および処分(発生材の適正処理を含む)
- (2) 新設受信機の設置(設置場所:1 階 宿直室)
- (3) 移設に伴う既存配線の延長、結線、および配管・モール等の敷設
- (4) 総合動作試験および関係機関への諸手続き

5. 既存機器の仕様

- ・ 製造者:松下電工株式会社(現:パナソニック株式会社)
- ・ 型式等:BV91 受第 51~6 号
- ・ 種別:複合型 P 型 1 級受信機(壁掛型・30 回線)
- ・ 内訳:火報 15L・防排煙 5L・警報 10L

6. 新設機器の仕様

- ・ 種別:複合型 P 型 1 級受信機(壁掛型・30 回線)
- ・ 仕様:既存機器の仕様(火報・防排煙・警報機能)を満たすものとする。
- ・ メーカー:パナソニック株式会社製、または同等品とする。

7. 施工上の特記事項

(1) 配線の延長について

現在の設置場所(1 階 事務所)から新設場所(1 階 宿直室)への移設に伴い、既存配線が不足する場合は、適切な方法(ジョイントボックスの設置等)により確実な延長・結線を行うこと。

(2) 防排煙設備等の連動について

本受信機は複合型であるため、既存の防排煙設備(防火戸や排煙窓など)との連動が確実に行われるよう施工・試験を行うこと。

(3) 現場の復旧について

工事に伴い壁面や天井に開口・貫通等を行った場合は、受注者の負担にて適切に補修・防火区画の埋め戻しを行うこと。

(4) 他施設からの移報および通話機能の接続について

既存受信機には、以下の別施設からの火災信号(移報)および通話設備が接続されているため、新設受信機への確実な結線および連動試験を行うこと。

- 生涯学習館からの移報(9 番警戒・役場との自火報通話無し)
- 村民会館からの移報(5～8 番警戒)、および自火報通話あり(黒電話)
- 文化資料館からの移報(副受信機・役場との自火報通話無し)

8. 官公署等への手続き

所轄消防署への着工届、設置届等の作成・提出、および消防署による完了検査の立会い・対応は、すべて受注者の責任と負担において行うこと。